

## 駿河台大学法学会規約

第一条 本会は、駿河台大学法学会と称する。

第二条 本会の事務所は、駿河台大学法学部内に置く。

第三条 本会は、法、政治および法学教育に関する学術の研究および普及をもってその目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

一 機関誌「駿河台法学」の発行

二 研究会・講演会の開催

三 その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

る。

一 一般会員 駿河台大学専任教員で、第三条に該当する目的に賛同する者

二 特別会員 本会に入会を希望する者で、総会の承認した者

三 名誉会員 会員の推薦にもとづき総会の承認した者

第六条 一般会員および特別会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

第七条 本会に次の機関を置く。

一 会長

二 運営委員会

三 機関誌編集委員会

四 学生法学論集編集委員会

五 監査

第八条 会長は、毎年一回総会を招集しなければならない。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。一般会員の三分の一以上の要求があった場合、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

第九条 総会は、次の事項につき審議決定する。

一 会長、運営委員、機関誌編集委員、学生法学論集編集委員および監査の選任

二 予算および決算の承認

三 その他本会の運営に関し必要な事項

第一〇条 総会は、一般会員の二分の一以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数でこれを決する。

第一一条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

第十二条 本会の会計年度は、四月一日より翌年の三月三十一日までとする。